

医第2009号
令和4年9月7日

各関係団体会長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
(公 印 省 略)

病院におけるアスベスト（石綿）対策に係る指導の徹底及びアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査の実施について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和4年6月17日付け医政地発0617第1号で、厚生労働省医政局地域医療計画課長から通知がありました。

各保健所設置市所管の各病院あてに各保健所設置市衛生主管部（局）長から、県所管の各病院あてに各保健福祉事務所・センター長から、調査の実施を依頼しますのでご承知おきくださるようお願いいたします。

問合せ先

法人指導グループ 田邊

電 話 (045)210-1111 内線4870

医政地発 0617 第 1 号
令和 4 年 6 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

病院におけるアスベスト（石綿）対策に係る指導の徹底及びアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査の実施について（依頼）

病院におけるアスベスト（石綿）対策については、「病院におけるアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果の公表及び今後の対応等について（通知）」（令和 2 年 2 月 14 日付け医政発 0214 第 1 号厚生労働省医政局長通知）により、アスベスト使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果を公表し、適切な対応をお願いするとともに、「ばく露のおそれがある場所」を保有している病院（以下「要措置病院」という。）、分析調査中の病院及び未回答の病院について、令和 2 年中に除去等の措置又は分析調査の実施時期を明確にするよう指導を依頼し、その後の状況について改めて報告をお願いする旨連絡したところです。

今般、フォローアップ調査を行うこととしましたので、貴職におかれましては、下記のとおり管下の病院に対して指導及び調査を実施し、当課まで提出していただくようお願いいたします。

記

1. アスベスト（石綿）対策に係る指導について

令和元年度の病院におけるアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査における要措置病院、分析調査中の病院及び未回答の病院について、保健所設置市又は特別区の医療監視部門と十分連携の上、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査を優先的に実施するなどにより改善状況等について確認するとともに、立入検査実施時点においてもなお要措置状態が継続している場合、分析調査未実施の状態が継続している場合、未回答の状態が継続している場合等においては、改善のために必要な指導をお願いいたします。

また、要措置病院及び分析調査中の病院が措置等の時期を明確にしない場合や適切な措置を講じない場合等においては、保健所設置市又は特別区の医療監視部門と十分連携の上、必要に応じて医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条第 1 項に基づき施設の修繕等の命令を行うなどの対応をお願いします。

2. フォローアップ調査について

要措置病院、分析調査中の病院及び未回答病院の状況について、継続的に状況把握及び指導をするとともに、その後の状況について、実施要領に基づき、令和 4 年 11 月 30 日（水）までに報告をお願いします。

なお、フォローアップ調査の結果については、要措置病院、分析調査中の病院及び未回答の病院について、病院名、措置状況、分析調査又は除去等の措置に着手できない理由等を公表する予定としておりますので、その旨を調査対象の病院に周知いただきますようお願いいたします。

3. 送付書類

- (1) (別添) 病院におけるアスベスト使用実態調査に係るフォローアップ調査実施要領
- (2) 様式 1～3

【照会先】

厚生労働省医政局地域医療計画課
TEL 03-5253-1111

(アスベスト調査関係)
医療関連サービス室 (内線 2538、2539)

(医療監視関係)
医療監視専門官 (内線 2764)

病院におけるアスベスト使用実態調査に係るフォローアップ調査実施要領

1. 調査対象病院

病院におけるアスベスト（石綿）対策については、「病院におけるアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果の公表及び今後の対応等について（通知）」（令和2年2月14日付け医政発0214第1号厚生労働省医政局長通知）において公表した調査結果による以下の病院。

	ばく露のおそれのある場所を有する病院	分析調査中の病院	未回答の病院	合計
吹付けアスベスト（石綿）等	10	8	0	18
アスベスト（石綿）含有保温材等	79	238	2	319
合計	89	246	2	337

※上記のうち、国立ハンセン病療養所、国立高度専門医療研究センター、国立病院機構及び地域医療機能推進機構の病院は除く。

2. 調査時点 令和4年10月1日

3. 調査方法

(1) ばく露のおそれのある場所を有する病院について

令和元年の調査結果における「ばく露のおそれのある場所を有する病院」のその後の措置状況について、様式1により病院に調査を行うこと。

(2) 分析調査中の病院及び未回答の病院について

令和元年の調査結果における「分析調査中の病院」及び「未回答の病院」のその後の状況について、様式1及び様式3により病院に調査を行うこと。

4. 調査表の作成要領

(1) 様式1について

- ・様式1-1は吹付けアスベスト（石綿）等について、様式1-2はアスベスト（石綿）含有保温材等について、令和元年の調査結果に基づき、それぞればく露のおそれのある場所を有する病院、分析調査中の病院及び未回答の病院について作成すること。

- ・「開設者種別」欄は、別紙を参照のうえ、該当するものをプルダウンから選択すること。
- ・「令和元年度調査時の病院の状況」欄は、令和元年の病院におけるアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果に基づき、「ばく露のおそれのある状態」、「分析調査依頼中」、「分析調査依頼予定」、「未回答」のうち、該当するものをプルダウンから選択すること。
- ・「病院の状況」欄は、フォローアップ調査の結果に基づき、「アスベストが使用されていない」、「ばく露のおそれのない状態」、「措置済み」、「ばく露のおそれのある状態」、「分析調査依頼中」、「分析調査依頼予定」、「未回答」のうち、該当するものをプルダウンから選択すること。このうち、「ばく露のおそれのある状態」、「分析調査依頼中」、「分析調査依頼予定」、「未回答」の病院数については、様式2の該当する欄と数値の整合性がとれていることを確認すること。
- ・「病院の状況」欄において、「ばく露のおそれのある状態」を選択した場合は、「ばく露のおそれのある場所」欄にばく露のおそれのある場所を、「患者利用あり」と「患者利用なし」、「日常利用あり」と「日常利用なし」に区別して記載すること。
 （参考）「患者利用あり」の場所の例
 病室、手術室、診察室、処置室、機能訓練室、食堂、談話室、浴室、廊下、待合室、駐車場
 「患者利用なし」の場所の例
 ボイラー室、エレベータ機械室（エレベータ昇降路を含む）、機械室、倉庫、職員宿舎、医療関係職種等養成所
- ・「今後の計画」欄は、「除去等の措置を実施」、「分析調査を実施」、「設計図書等による確認を実施」、「未定」のうち、該当するものをプルダウンから選択すること。「病院の状況」欄において、「アスベストが使用されていない」、「ばく露のおそれのない状態」、「措置済み」、「未回答」を選択した場合は、「今後の計画」以降の欄は記入する必要はないこと。
- ・「時期」欄は、「今後の計画」を実行する時期をできるだけ具体的に記入すること（「〇年〇月」と具体的に記入。「〇年度中」は不可。西暦で記載すること。）。場所ごとに措置等の時期が異なる場合は、それぞれの時期を具体的に記載すること。
- ・「今後の計画や時期が未定の理由」欄は、「今後の計画」欄又は「時期」欄が「未定」である病院について、未定となっている理由について具体的に記入すること。

（2）様式2について

病院から提出された様式1を開設者種別ごとに取りまとめ、様式2の「総括表」を作成すること。様式2を作成する際には、今回調査対象となっている病院のみについて記載するのではなく、令和元年の調査において既に調査済みの病院についても合わせて、各都道府県の全病院について記載すること。その他、様式に記載している記入要領に従い作成すること。

(3) 様式3について

令和元年の調査における「分析調査中の病院」及び「未回答の病院」は、その後の状況を記載すること。その他、様式に記載している記入要領に従い作成すること。

5. 調査表提出期限等

(1) 提出書類

提出書類	提出が必要な都道府県
別添様式1-1	北海道、茨城県、千葉県、東京都、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、熊本県
別添様式1-2	山梨県、静岡県、滋賀県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、大分県、宮崎県を除く全都道府県
別添様式2	全都道府県

(2) 提出期限

令和4年11月30日(水)

調査表の提出に当たっては、Excelで作成のうえ、下記の提出先にメールで提出いただくとともに、様式3の病院個表については各都道府県において、適切に保管すること。

また、本調査の結果、設計図書及び工事記録等アスベスト関連書類については、各病院開設者又は管理者において適切に保存すること。

(3) 提出先

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療関連サービス室技術管理係
k-sokutei@mhlw.go.jp

(4) 提出方法

メールでExcelファイルを添付のうえ、上記メールアドレスまでご提出ください。

病院開設者の種別

開設者番号	開設者の種別	開設者の内容
1	法務省	法務省が開設する病院をいう。
2	宮内庁	宮内庁が開設する病院をいう。
3	防衛省	防衛省が開設する病院をいう。
4	独立行政法人	独立行政法人が開設する病院をいう。(国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、地域医療機能推進機構、国立大学法人は除く。)
5	都道府県	都道府県が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第2項の規定により、総務大臣の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合の開設するものを含む。
6	市町村	(ア)市町村が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第2項の規定により、都道府県知事の許可を受けて設立した市町村一部事務組合の開設するものを含む。 (イ)国民健康保険法施行法の規定により、国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設する病院をいう。
7	地方独立行政法人	地方独立行政法人法第2条の規定による法人が開設する病院をいう。
8	日赤	日本赤十字社が開設する病院をいう。
9	済生会	社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院をいう。
10	厚生連	全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院をいう。
11	北社協	社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。
12	国共連	国家公務員共済組合法第3条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規定により設立された同連合会が開設する病院をいう。
13	地共連	地方公務員等共済組合法第3条の規定により設立された地方公務員等共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等)及び同法第27条の規定により設立された全国市町村職員共済組合連合会が開設する病院をいう。
14	私学事業団	私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が開設する病院をいう。
15	健保連	健康保険法の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する病院をいう。

16	国保連	(ア)国民健康保険法第17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第3条第2項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する病院をいう(※国民健康保険法第3条第1項の規定により国民健康保険を行う市町村は含まない)。 (イ)国民健康保険法第83条の規定により設立した法人で同法第84条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けた国民健康保険組合団体連合会が開設する病院をいう。
17	公益法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に定義された公益社団法人又は公益財団法人が開設する病院をいう。
18	医療法人	医療法第39条の規定に基づく法人で、同法第44条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けて設立した医療法人が開設する病院をいう。
19	社福法人	社会福祉法の規定に基づき設立された法人(9・11以外の社会福祉法人)が開設する病院をいう。
20	その他の法人	上記4、7、17～19以外の法人が開設する病院をいう。
21	生協組合	消費生活協同組合法の規定に基づき設立された医療(保健)生活協同組合が開設する病院をいう。
22	会社	会社の従業員及びその家族のために開設した病院で、都道府県知事から開設許可(医療法第7条)を受けたものが会社である病院をいう。なお、会社の健康保険組合が開設する病院は含まない。
23	個人	個人が開設する病院をいう。
24	厚生労働省	厚生労働省が開設する病院(国立障害者リハビリテーションセンター病院)をいう。
25	ハンセン	国立ハンセン病療養所をいう。
26	NHO	独立行政法人国立病院機構が開設する病院をいう。
27	NC	国立研究開発法人国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センターが開設する病院をいう。
28	JCHO	独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する病院をいう。